



成年後見制度



成年後見制度をご存知ですか？

成年後見制度は、判断能力が低下（認知症・知的障がい・精神障がいなど）している方の権利を守るため、後見人をつけ、法的に支援する制度です。

成年後見制度にはこのように2種類の制度があります。

法定後見

すでに判断能力が低下。

家庭裁判所（家裁）へ親族等が申立。
審判の確定によって後見が開始。

家裁に選任された後見人が、
家裁の監督を受けながら後見を行う。

任意後見

まだ判断能力があるうちに予め
任意後見契約（契約）を結ぶ。

判断能力低下後、受任者が申立。
家裁の任意後見監督人の選任
によって後見が開始。

自分の信頼する後見人が、
契約で希望した内容に従い、
後見を行う。

成年後見のことは『コスモスおおさか』にご相談ください

まずはお電話ください 06-6943-7517

無料相談
随時受付
要電話予約

無料でご自宅
へ伺うニャ♡



一般社団法人
コスモス成年後見サポートセンター
大阪府支部

大阪府中央区南新町1丁目3番7号
大阪府行政書士会館内
<http://cosmos-osaka.com/>